

◇ 特殊関係使用人に対する給与

Q : 役員に対する過大報酬は損金不算入になるということですが、役員でない娘に多額の給料を支払う場合は、税務上どのように取り扱われますか？

A : 給与のうち不相当に高額な部分の金額は、損金に算入することができません。

【解説】

法人税では、会社がその役員と特殊関係にある使用人に対して支給する給与のうち、不相当に高額な部分の金額については、損金に算入しないこととされています。

①特殊関係使用人

役員と特殊関係にある使用人とは、次のような者をいいます。

(イ) 役員の親族

(ロ) 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者

(ハ) 役員から生計の支援を受けているもの、これらの者と生計を一にする親族

②不相当に高額な部分の金額

不相当に高額な部分の金額とは、その使用人に対して支給した給与の額が、その使用人の職務の内容、その会社の収益、及び他の使用人に対する給与の支給の状況、その会社と同種同規模会社の使用人に対する給与の支給状況等に照らして相当であると認められる金額を超える部分の金額をいいます。

したがって、ご質問のように、役員の親族に多額の給与を支給する場合には、その額が相当かどうかよく検討して決定しなければなりません。

